

尾張西部地区
排水機場建屋補修等実施設計業務

特 別 仕 様 書

項目	内容	備考
<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-4条</p>	<p>尾張西部地区 排水機場建屋補修等実施設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、「建築基準法」、「建築士法」によるほか、同仕様書等に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営施設機能保全事業「尾張西部地区」における日光川河口排水機場及び尾西排水機場の建屋について過年度業務で確認した外壁変状（ひび割れ）箇所や過年度の工事で取外し及び影響を与えた場内舗装の範囲について確認を行い、建屋ひび割れ補修及び場内整備の工事発注に必要な資料を作成するものである。</p> <p>本業務において対象とする施設の位置は、愛知県海部郡飛島村梅之郷及び同県一宮市明地地内であり別添位置図に示すとおりである。</p> <p>(1) 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書 第11条照査技術者」及び「共通仕様書 第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。</p> <p>(2) 第三者照査の企業に要求される資格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 2) 東海農政局において、令和7・8年度の一般競争（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうち建設コンサルタントの参加資格の認定を受けていること。 3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①資本関係 <ol style="list-style-type: none"> ア. 親会社と子会社の関係にある イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある ②人的関係 <ol style="list-style-type: none"> ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている <p>(3) 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 <p>(4) 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>(5) 照査計画</p>	

項目	内 容	備考																		
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(6) 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>(7) 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>(8) 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>(2) 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>(4) 業務成果品のミス、不備 等</p> <p>管理技術者は、一級建築士の資格を有するもの、または、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="453 1585 1345 1998"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティングマネジャー</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学	建設	鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネジャー	鋼構造及びコンクリート		農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	建設－鋼構造及びコンクリート 農業－農業土木 農業－農業農村工学																		
	建設	鋼構造及びコンクリート																		
	農業	農業土木、農業農村工学																		
博士	農学																			
シビルコンサルティングマネジャー	鋼構造及びコンクリート																			
	農業土木																			

項目	内容	備考																		
<p>(照査技術者) 第1-7条</p>	<p>(1) 照査技術者は、一級建築士の資格を有するもの、または、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="456 320 1347 730"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>建設-鋼構造及びコンクリート 農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>建設</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td colspan="2">農学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティ ングマネジャー</td> <td colspan="2">鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業土木</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書1-7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 業務計画書の作成時 2) 建屋補修設計時 3) 場内整備設計時 4) 施工計画時 5) 報告書原稿作成時 <p>(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	建設-鋼構造及びコンクリート 農業-農業土木 農業-農業農村工学	建設	鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティ ングマネジャー	鋼構造及びコンクリート		農業土木		
資格	技術部門	選択科目																		
技術士	総合技術監理	建設-鋼構造及びコンクリート 農業-農業土木 農業-農業農村工学																		
	建設	鋼構造及びコンクリート																		
	農業	農業土木、農業農村工学																		
博士	農学																			
シビルコンサルティ ングマネジャー	鋼構造及びコンクリート																			
	農業土木																			
<p>(担当技術者) 第1-8条</p>	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>なお、本仕様書第1-8条で定める管理技術者に一級建築士の資格を有するものを配置しない場合には、1名以上一級建築士の資格を有するものを担当技術者に配置するものとする。</p>																			
<p>(配置技術者の確認) 第1-9条</p>	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役割及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。 																			
<p>(保険加入) 第1-10条</p>	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																			
<p>第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条</p>	<p>設計の基本事項に関しては、次表に示す図書を優先して適用する。</p> <p>なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p>																			

項目	内 容				備考																
<p>(設計条件) 第2-2条</p> <p>(参考図書) 第2-3条</p> <p>(貸与資料) 第2-4条</p> <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-5条</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発行所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>建築設備計画基準</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部</td> <td>令和6年3月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>公共建築工事積算基準</td> <td>国土交通省大臣官房官庁営繕部</td> <td>平成28年12月</td> </tr> </tbody> </table>				番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和6年3月	2	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	平成28年12月					
	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月																	
	1	建築設備計画基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	令和6年3月																	
	2	公共建築工事積算基準	国土交通省大臣官房官庁営繕部	平成28年12月																	
	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 現地調査を行う場合には、監督職員と打ち合わせた後、実施するものとする。</p> <p>(4) 現地状況により仮設工が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) 現地調査における作業時間は、機場の管理者が在駐している時間帯とする。</p>																				
	<p>設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとする。</p>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発行所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td> <td>農林水産省農村振興局</td> <td>令和5年4月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農業水利施設及び海岸保全施設のストックマネジメントのための無人航空機(UAV)の活用の手引き</td> <td>国際航業株式会社 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 公立大学法人 秋田県立大学</td> <td>平成29年3月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>UAVを活用した機能診断調査マニュアル(案)</td> <td>関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所</td> <td>令和5年12月</td> </tr> </tbody> </table>				番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和5年4月	2	農業水利施設及び海岸保全施設のストックマネジメントのための無人航空機(UAV)の活用の手引き	国際航業株式会社 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 公立大学法人 秋田県立大学	平成29年3月		3	UAVを活用した機能診断調査マニュアル(案)	関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所	令和5年12月
	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月																	
	1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	令和5年4月																	
	2	農業水利施設及び海岸保全施設のストックマネジメントのための無人航空機(UAV)の活用の手引き	国際航業株式会社 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 公立大学法人 秋田県立大学	平成29年3月																	
3	UAVを活用した機能診断調査マニュアル(案)	関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所	令和5年12月																		
<p>貸与資料は、次のとおりである。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書等</td> <td>平成23年度 尾張西部地区事業計画検討他業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>計画関係資料</td> <td>国営尾張西部地区土地改良事業計画書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>日光川河口排水機場 技術誌</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>尾西排水機場・排水路 技術誌</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他参考資料</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>				分 類	貸 与 資 料	数 量	報告書等	平成23年度 尾張西部地区事業計画検討他業務	1式	計画関係資料	国営尾張西部地区土地改良事業計画書	1式	〃	日光川河口排水機場 技術誌	1式	〃	尾西排水機場・排水路 技術誌	1式	その他	その他参考資料	1式
分 類	貸 与 資 料	数 量																			
報告書等	平成23年度 尾張西部地区事業計画検討他業務	1式																			
計画関係資料	国営尾張西部地区土地改良事業計画書	1式																			
〃	日光川河口排水機場 技術誌	1式																			
〃	尾西排水機場・排水路 技術誌	1式																			
その他	その他参考資料	1式																			
<p>特別仕様書第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p>																					

項目	内容	備考
<p>第3章 作業内容 (施設緒元) 第3-1条</p> <p>(作業項目及び数量) 第3-2条</p> <p>(作業の留意点) 第3-3条</p>	<p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い業務作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。</p> <p>排水機場建屋等の諸元については、次のとおりである。</p> <p>(1) 日光川河口排水機場 造成年:平成5年 規模:鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て(一部塔屋) 建築面積:1,795㎡ 場内整備:As舗装</p> <p>(2) 尾西排水機場 造成年:平成8年 規模:鉄筋コンクリート造4階建て(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 建築面積:937㎡ 場内整備:As舗装</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、別紙-1「作業項目内訳表」に示すものとする。</p> <p>設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分に打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 設計に当たっては、施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(4) 電算機を使用する場合は、計算手法、アウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(5) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(6) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(7) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、https://nn-techinfo.jp/を参照。 ・新技術情報システム(NETIS)はhttps://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 	

項目	内容	備考
<p>(業務の成果品質確保対策) 第3-4条</p>	<p>(8) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。</p> <p>(9) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</p> <p>契約後業務着手時並びに最終打合時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <p>① 設計条件・前提条件 ② 業務計画の妥当性 ③ スケジュール ④ 設計変更内容 ⑤ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等</p> <p>2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事に受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>	
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-5条</p>	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載</p>	

項目	内容	備考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（「建屋補修設計」完了段階） 第3回 中間打合せ（「場内整備設計」完了段階） 第4回 中間打合せ（「施工計画」段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととする。</p>	

項 目	内 容	備考
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(公開用成果品の 作成) 第5-2条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-3条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>ととし、業務変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部 2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) <p>本業務の成果品については、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い公開用成果品として別途とりまとめるものとする。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市昭和区安田四丁目8番 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-2条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外協議により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他 <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて職員と協議するものとする。</p>	

別添 作業項目内訳表

【作業一覧】

作業項目	作業内容	作業数量
1. 資料の検討及び現地調査	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握し、調査対象施設の現況について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。また建屋外壁変状（ひび割れ）確認はUAVによる調査を想定していることから飛行計画書案を作成する。	1式
2. 建屋外壁等変状調査	過年度調査で確認したひび割れ箇所についてUAVによる建屋外壁の変状調査と建屋屋上の変状調査を行い、貸与資料から過年度調査結果等との比較を行う。	1式
3. 建屋補修設計	2. 建屋外壁等変状調査結果を基に、機場建屋補修に係る対策工法及び仮設計画を検討のうえ、設計図作成及び数量計算を行う。	1式
4. 場内整備設計	貸与資料及び現地調査をもとに日光川河口排水機場及び尾西排水機場において、過年度の工事で取外し及び影響を与えた場内舗装の範囲について確認を行い、舗装整備を検討し、設計図作成及び数量計算を行う。	1式
5. 施工計画	仮設計画及び工程計画、施工順序、方法等の施工計画の詳細計画図を作成する。	1式
6. 特別仕様書（案）の作成	工事実施に必要な特別仕様書（案）を作成する。	1式
7. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、機場ごとに概算工事費を算定する。	1式
8. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式
9. 点検とりまとめ	各作業項目の点検、とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式